

第 6324 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 20日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 棚卸資産の評価損

**Q** : 当社は、今期から婦人服の販売を始めました。売れ残ったものは評価損を計上することができますか？

**A** : 一定の事由に該当する場合には、評価損を計上することができます。

### 【解説】

法人税では、棚卸資産の評価損は、原則として計上することが認められませんが、次の事実が発生した場合において、時価が帳簿価額を下回ることとなったときは、下回ることとなった金額を損金経理により減額することで、評価損の損金算入を認めることとしています。

- ① 災害による著しい損傷
- ② 著しい陳腐化
- ③ 破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったこと
- ④ 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定による評価替え等

なお、著しい陳腐化とは、たとえば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の時価で販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであることが該当するとされていますので、評価損を損金算入しようとするときは、翌期の売却予定価額などを決めておき、今の時価以下で翌期販売しているという実績をまず残しておくことが必要になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】